

三郷市長 あて

三郷市空き家バンク物件登録申込書

三郷市空き家バンク実施要領(以下「要領」という。)に定める制度の目的等を理解し、登録申込みする物件が、要領第 5 条の各要件に該当する空家等ではないことを確認したため、次の事項に同意した上で、要領第 4 条第 1 項の規定により空き家バンクへ物件登録を申し込みます。

【同意事項】

- 1 空家等の交渉等については、要領第 4 条第 4 項に基づき決定された媒介業者(以下、「担当媒介業者」という。)を通じて行うこと。
- 2 要領第 8 条に規定する空家等の情報及び現況写真について、本市の空き家バンクとして利用する、全国版空き家・空き地バンクのホームページ等にて、広く一般に公開すること。
- 3 利用登録者及び担当媒介業者に対し、物件の交渉等に必要となる情報を提供すること。
- 4 登録申込みされた物件について、立入調査、写真撮影その他物件の確認に必要な調査に協力すること。
- 5 契約成立後は、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 46 条第 1 項の規定に基づく額の報酬を担当媒介業者に支払うこと。
- 6 担当媒介業者を通して行う交渉及び契約には誠意をもって臨み、契約及び契約成立後に生じた紛争等について、市長は一切関与しないこと。

|      |   |
|------|---|
| ご氏名  |   |
| ご住所  | 〒 |
| ご連絡先 |   |

※既に宅地建物取引業者に媒介等を依頼している物件は登録することができません。